

学童保育所の運営を指定管理へ

《12月定例会》

11月30日から12月20日までの21日間にわたって定例議会が開かれ、市長から提出された諮問1件、議案20件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

条 例

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正

人事院勧告にもとづく国家公務員の給与改定を踏まえ、市長・議員などの報酬及び費用弁償などに関する条例などの一部を改正するものです。

職員の給与に関する条例等の一部改正

人事院勧告にもとづく国家公務員の給与改定および埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員給料表及び勤勉手当の支給割合に関する条例などの一部を改正するものです。

税条例の一部改正

地方税法のうち、控除対象配偶者の定義の変更など一部の規定が改正されることとともない、条例を改正するものです。

問 今回の改正における税収の見込みは。

答 独自の試算はしていないが、国の試算で1千万円程度の減収と見込む。減収分は国から全額補填されることになっている。

保健福祉総合センター条例の一部改正

保健福祉総合センターに、埼玉葛北地区基幹相談支援センターを設置するため、本条例を一部改正するものです。

問 自立支援協議会は、年間どの程度会議などが実施されるのか。

答 計画調整会議、行政担当者会議、運営会議が月1回、全体会議が年2回で、各部会がおおむね2か月に1回開催される。

問 基幹相談支援センター事業の予算は。

答 全体の予算額は、2,157万円である。白岡の負担額は、人口と障がい者手帳保持者の割合により、約424万円を見込んでいる。



ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正

児童扶養手当法の一部改正により、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。

問 同一生計配偶者、控除対象配偶者および源泉控除対象配偶者の違いは。

答 同一生計配偶者は、控除を受ける本人の所得制限はなく、改正前の控除対象配偶者と同じ意味である。取り扱いは変わらない。控除対象配偶者は、控除を受ける本人の給与額面が1,220万円、配偶者の給与額面が103万円以下が対象となる。源泉控除対象配偶者は、控除を受ける本人の給与額面が1,120万円以下で配偶者の給与額面が150万円以下が対象となる。